明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五八）　二
○平成二十三年総務省告示第四百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を訂正する件（総務二五九）　三
○政党助成法第六条第二項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同二六〇）　三
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同二六一）　四
○登録認定機関の代表者の氏名を変更した件（同二六二）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務二七四）　四
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二七五～二七七）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働四二九）　五
○農薬を登録した件（農林水産一六六〇）　五
○農薬を再登録した件（同一六六一）　六
○農薬の登録が失効した件（同一六六二）　六
○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（同一六六三）　七
○電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件（経済産業一六一）　七
○道路整備特別措置法施行令の規定に基づき、自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路の一部を改正する件（国土交通七七五）　七
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同七七六）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第三項に規定する廃棄物処理センターの名称を変更した件（環境一一四）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六七～一七〇）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一一五）　九

〔国会事項〕

閣議決定等事項　九

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　林野庁　水産庁
最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、管理型信託会社の営業保証金に係る権利の申出関係　一二

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三

特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　三〇

会社その他　三一